

役員報酬規程・役員慶弔・
寄付寄贈内規等

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人輝宝福祉会定款第8条に基づき評議員、第22条に基づき理事及び監事(以下「役員」という。)に対する報酬等について必要な事項を定めるものである。また、役員が法人の設立の趣旨並びに法人の運営、雇用の維持を最優先とすることを遵守するため、役員が法人の私物化を防ぐために必要な事項を定めたものである。

(報酬)

第2条

評議員、役員、または、当法人に関与する者の報酬は、必要の都度、年度の予算の範囲内において下記に規定するものに対して支給することができる。

- (1) 理事長、業務執行理事の報酬は1施設月 100,000 円の2施設月 200,000 円の範囲内で責任の度合い・業務状態により理事会で適時決定する。なお、運営状況を鑑み報酬は上下することができる。
 - (2) 非常勤理事は以下の通りとする。
 - (3) 定例、臨時評議員会、理事会、監事会の日当は 10,000 円
 - (4) その他会議及びそのたの会議参加 10,000 円
ただし、1月の上限額は 30,000 円とする。
 - (5) 非常勤理事が(3)以外において法人の運営にかかわる業務をなした場合。
4時間未満 6,000 円(上限額)
4時間以上 12,000 円(上限額)
 - (6) その他法人の運営上必要と思われる業務をなした場合。理事長に上程し承認を受けた場合に限り、1回あたりの上限額 12,000 円を支給することができる。
- 2 法人の趣旨、財務状況、雇用の維持等、法人運営に必要と思われる場合には、理事会の承認を経て、役員に対して報酬の支払いを免除できる。本項が適用される場合には各役員は私欲を捨て、法人の設立の趣旨・目的に基づいて議論しなくてはならない。

(費用弁償)

第3条

役員、または、当法人に関与する者の費用に関しては以下の通りとする。

(1) 旅費

交通費は経済的に合理的な経路を基にして、実費で支払うものとする。自動車の場合は1km 15円として支給する。なお、鉄道(グリーン車まで)・飛行機(ビジネスまで)・船舶においては経済的に合理的な経路を基に算出し支給する。社会通念上、やむを得ない事情が発生した場合には実費とする。

(2) 宿泊費

実費（上限額 15,000 円。ただし、東京や京都など宿泊費の相場が高い地区は上限 30,000 円とする。ただし、他の手段を取れないなど特段の事情がある場合には上限額は適用しない。）

(3) 雑費

実費とする

(4) 会議費

社会通念上、経済的で合理的な金額の範囲の算出、または実費とする。

(5) 研修・会議登録料

実費とする。

(6) 謝礼

1 日あたり 100,000 円を上限額とする。

(監査)

第 4 条

宿泊費・交通費・役員報酬等について監査から通常の監査のほかに臨時監査の申出があった場合には、受領した額について監査に対し説明義務を負う。

(支給)

第 5 条

- (1) 宿泊費・交通費等に関して役員は領収書の提出義務及び説明義務を理事長に対して負うものとし、自動車の場合には経路図の提出をしなければならない。
- (2) 理事会以外の法人の運営及び付随する業務に関し、宿泊及び交通費等が必要な場合にはあらかじめ理事長に計画書を提出し、承認を受けなければならない。ただし、緊急の場合には事後、速やかに報告し理事長の承認を受けなければならない。
- (3) 役員報酬等は手渡し、または毎月 25 日に役員の指定する口座に振り込むものとする。

附則

この規程は、平成 26 年 5 月 16 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 24 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日より施行する。

令和 4 年 6 月 9 日より施行する。

役員等慶弔に関する内規

社会福祉法人輝宝福祉会

(慶弔金)

第1条

慶弔金を支給する場合においては、以下第7条に該当した場合において、理事長に報告があり、確認がとれた時に支給することができる。ただし、特段の事情がある場合には事後遅滞なく報告を必要とする。

2当法人と密に関わる法人、団体、個人に慶弔があった場合も同様に支給することができる。

(支給額)

第2条 支給する場合には以下の金額を支給する。

慶事	
本人	30,000 円
子・孫	10,000 円
弔事	
本人	30,000 円
喪主の場合	30,000 円
配偶者	10,000 円
父母・子・配偶者の子（同居に限る）	10,000 円
祖父母	10,000 円
孫	10,000 円

- (1) この当該者、金額を基準として、理事長の承認を得ればこの限りではない。
- (2) 弔事の場合、同時に発生する場合には一番金額の高いものうち、1つの項目のみ支出することができる。
- (3) 生花代、電報代等は、別途実費にて支給することができる。

(支給方法)

第3条

役員から支給の対象の事実が起きた場合、第2条で定めた方法により支給することが決まった場合には、役員は慶弔金の対象となる事項を証明できるものを提出し、直接本人、または役員（指定する口座にて支給するものとする。ただし、本人の死亡において証明物は、不要とし支給も相続順位が一番高い者または喪主に渡すものとする。事実確認がとれた場合には、証明物を必ずしも必要としない。

寄付寄贈等に関する内規

社会福祉法人輝宝福祉会

(寄付・寄贈)

第1条

法人運営上必要な寄付を出し入れすることができる。

2 出金の上限額 100,000 円を上限とし、上限額以上の支出をする場合は、理事会の承認を得なければならない。

3 寄贈品においても同様とする。

4 急を要する場合においても理事会で事後承認を得なければならない。